

(1) 設備管理及び運転業務 特記仕様書

センターの電気・空調・給排水・と場機器・冷蔵冷凍設備等の適切な管理・運転等による事故の未然防止、設備の故障・災害対応、場内消毒等の設備管理及び運転業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 日常業務

各機器の運転・監視、光熱水の計測、日常巡視点検、軽微な修繕・整備

各種薬品の補充、燃料・各種薬品・廃棄物の入荷・搬出立会い

各機器の運転・計測・点検等の記録、センター内の衛生管理点検

(業務内容、記録等の概要は、別紙1の日常業務要領のとおり。)

(2) BSE対応日常業務

コンテナ等の洗浄 (記録等の概要は、別紙1の日常業務要領のとおり。)

(3) 定期業務

月例巡視点検、月例整備、センター内の消毒作業、センター内の衛生管理点検

(月例巡視点検、記録等の概要は、別紙2の定期業務要領のとおり。)

(4) 臨時業務

設備機器故障時の応急処置・連絡

地震・風水害・火災等災害発生時の対処

外注工事・修繕等の協議・立会い

その他公社の指示する業務

(5) 業務時間外の対応

警備員からの連絡・問い合わせ等に対する指示及び出動対処

2 従事人員、時間

委託する業務に従事する人員及び時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜～金曜日

保守点検及び運転操作監視

(センター操業日)

技術員 4名 8:00～17:00(うち1名は6:30～18:30)

(238日)

その他業務 (動物系不要固形物場内運搬等)

作業員 2名 8:30～15:30

- (2) 土曜日・盆・年末・平日センター休業日
(73日) 技術員 1名 8:00～17:00
- (3) 日曜日・年始・祝日センター休業日
(54日) 技術員 1名 8:00～12:00
(上記の人員は基準人員とし、拘束するものではない。)

3 運転

- (1) 受託者は、業務の範囲において各種機器の機能及び目的を十分理解し、運転計画に沿って一切の運転操作を適正に行うものとする。
- (2) 管理上必要な措置を講ずるため、運転を停止及び再開する場合は、公社の承諾を得るものとする。

4 点検

- (1) 受託者は、事故等を防止するとともに、各種機器の寿命を増すため、日常点検を行うものとする。
- (2) 日常点検は、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、その都度公社に報告し、その経過を記録し、報告するものとする。

5 業務報告

受託者は、業務実績を明らかにするため、業務日報により毎日報告するものとする。また、月間管理実績及び故障事故等の各報告並びに公社が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出するものとする。

6 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

別紙1 日常業務要領

設備名	業務内容	記録
電気設備	キュービクル及び中央監視盤機器の運転及び計器記録、自家発の待機状態の確認 動力機器・照明・コンセントの異常の有無の確認 弱電設備の異常の有無の確認	受電日誌(C②)
空調設備	空調機・給排気ファンの運転・調整、異常の有無の確認 各室の温度監視及び調整 脱臭装置差圧計の確認 気象観測機器の監視、記録計・屋外のセンサーの目視点検	
給排水設備	給水ポンプの運転状態の確認、各系統量水器の検針 給水端末の残留塩素等測定 ボイラの運転管理、送気・給湯・膨張タンク・排煙の監視 重油地下タンク・サービスタンク油面の確認・入荷立会 汚水圧送ポンプの運転状態の確認・汚水流量の計測 消火設備の異常の有無の確認	日常機器点検表(C③) 温水・蒸気ボイラー 運転日誌(C⑤)
と場機器設備	各機器の異常の有無の確認 ナイフ等消毒装置の点検 腹糞処理機器の運転管理 産業廃棄物の搬出立会 小動物空トローリー送り・点検	消毒装置点検表(C⑨) (マニフェスト)
冷蔵冷凍設備	各庫の運転・温度監視・調節 室内機・室外機の運転状態の確認	冷蔵クーリングユニット運転日誌(C④)
水処理設備	井戸・原水・逆洗ポンプ・自動弁の運転状態の確認 原水槽・受水槽・濃縮槽の水位の確認 流量計測、コンプレッサのドレン抜き サンドセパレータの差圧・井戸揚水量・薬注量の調整	日常機器点検表(C③) // (C③) // (C③) // (C③)

	濾過水の水質測定 薬品の補充・入荷立会	日常水質検査(B⑨) 薬品入荷表(B②)
汚水処理設備	スクリーン・コンベア・脱水機・曝気装置・脱臭装置等の 運転管理 汚水送水量・曝気量・汚泥返送量・引抜量等の調 整 各処理段階の水質等測定(水温・pH・DO・透視度・ 臭気・SV・汚泥界面等) 薬注量の調整、薬品の補充・入荷立会 産業廃棄物の搬出立会	日常機器点検表(C③) 汚泥脱水機運転日誌 (C⑦) 汚水処理日常水質試験表 (C⑧) LPG・薬品入荷表(B②) (マニフェスト)
その他	衛生管理点検 コンテナ等の洗浄	センター施設衛生関係の 日常点検表(C⑩)

別紙2 定期業務要領

設備名	業務内容	頻度	記録
電気設備	系統別電力量計の検針	1回/月	電力使用量月報(B④)
	キュービクル内機器の外観点検	1回/月	受変電設備点検表(D②)
	自家発試運転の立会	6回/年	自家発運転記録(D⑭)
	動力盤・電灯盤の外観点検	適時	
空調設備	気象観測機器記録紙の交換・インク補充	1回/月	
	給排気ファンの点検・給油	4回/年	吸排気ファン点検表(D⑩)
	空調機フィルターの点検・清掃	4回/年	
	内臓ボイル室脱臭器フィルターの清掃	適時	ファン点検表(D⑩)
給排水設備	LPGメータの検針	1回/月	プロパンガス使用量月報(B②)
	汚水圧送ポンプ・流量測定装置の外観点検	1回/月	汚水圧送設備点検表(D⑨)
	雨水排水ポンプの月例点検	1回/月	雨水排水設備点検表(D⑨)
	ボイラーの点検整備	6回/年	ボイラー定期自主検査表 (D⑥, ⑦)
	危険物施設の定期点検	1回/月	危険物施設定期点検表 (D⑧)
と場機器設備	各機器の電流計測	4回/年	と場機器電流測定表(D⑪)
	各機器の絶縁抵抗の測定	2回/年	絶縁抵抗測定表(D⑬)
	腹糞脱水機の点検・清掃	2回/週	
	各機器・原皮室・プラットホーム・病畜棟の消毒	1回/週	殺菌消毒散布日誌(C⑭)
	大動物トローリー特別点検	3回/年	洗浄・注油等
冷蔵冷凍設備	各庫の室内温度の測定	4回/年	冷蔵庫温度測定表(D⑫)
	卸売場・副生物保管用冷蔵庫等の消毒	1回/週	殺菌消毒散布日誌(C⑭)
水処理設備	井戸ポンプ関係の定期切替	2回/月	
	簡易水質の測定	1回/月	日常水質検査(B③)
	残留塩素計器記録紙の交換、インクの補充	1回/月	
	残留塩素計器の校正、フィルターの交換	適時	
	原水槽・受水槽の清掃及び内部点検	1回/年	水槽清掃・点検報告書(C⑰)

汚水処理設備	二次処理ブローの定期切替	2回／月	
	月例機器の点検・清掃・給油	1回／月	月例設備点検表(D③)
	各機器の絶縁抵抗の測定	2回／年	絶縁抵抗測定表(D⑬)
	各pH計の校正	適時	水槽清掃・点検報告書
	原水槽・流量調整槽の清掃及び内部点検	1回／年	(D⑯)
	前処理設備の消毒	1回／週	殺菌消毒散布日誌(C⑭)
その他	洗車場・処理棟便所等の消毒	1回／週	菌消毒散布日誌(C⑭)

(2) と場機械設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「と場機械設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

(1) 大動物

チェーンブロック (係留所)	1台
ドロPPER (と体・廃棄)	5台
チェーンブロック (ランディングマシン・解体ホイス・レールリフト)	7台
チェーンコンベア (と体搬送)	1台
ベルトコンベア (内臓検査)	1台
昇降作業台 (内臓・背割)	2台
ノッキングペンドア	1台
ビーフトロリー・ビーフシャックルトロリー (冷蔵庫内の物は除く)	1式
背割鋸	2台
背割鋸消毒装置	1台
胸割鋸	3台
高架軌条	1式
不動体化装置	1式

(2) 小動物

チェーンブロック (係留所)	1台
ホイス (切迫・大貫)	2台
大貫保定装置	1台
腹乗コンベア	1台
フリーローラーコンベア	1台
放血コンベア	1台
チェーンコンベア (フリーカーブ・インクライン・と体搬送・空トロリー)	4台
と体洗浄装置	1台
ベルトコンベアー (前処理スラット・内臓検査)	2台
フットカッター	2台
縦型皮剥機	1台

背割鋸	1台
背割鋸消毒装置	1台
胸割鋸	1台
トロリー方向変換装置	1台
自動枝肉洗浄装置	1台
ホッグトロリー（冷蔵庫内の物は除く。）	1式
コンプレッサー	1式
高架軌条	1式
(3) 懸肉・枝肉出荷	
チェーンブロック（懸肉室）	1台
ドロッパー	4台
枝肉リフト	1台
伸縮コンベア	1台
高架軌条	1式
(4) セリ場・冷蔵庫（1～5・予冷・再検査）	
胸割鋸	1台
電動扉	3台
高架軌条	1式
(5) 病畜棟	
ドロッパー（枝肉）	1台
チェーンブロック（生体・解体）	2台
背割鋸	1台
胸割鋸	1台
ウインチ	1台
高架軌条	1式
(6) 内臓処理	
腹糞脱水機	1台
腹糞圧送装置	1台
胃袋洗浄機	1台
ベルトコンベア（腹糞）	1台
(7) 動力制御盤	
動力制御盤（1P-1A・2P-3A・1PL-1G・L-S・P-S）	5面

2 点検の時期

運転計画に沿って、年1回保守点検を行うものとする。

3 点検の内容

「と場機械設備保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

と場機械設備保守点検表

機 械 名	保 守 点 検 内 容
ドロッパー	減速機油面点検・ベルトの保守点検 軸受・チェーンの給油、緩衝装置の作動状態 フックの異常の有無、リミットスイッチの調整 押釦スイッチの点検、運転状態の点検
チェンブロック リフト ホイスト	ギアボックスの油面点検、クサリの清掃・給油 フックの異常の有無、ガイドローラーの点検・給油(ランディングマシン)、ガイドパイプの点検・給油(レールリフト) 押釦スイッチの点検、運転状態の確認
ベルトコンベア ・内臓検査CV ・前処理CV ・腹乗CV ・放血CV ・伸縮CV	無段変速機の油面点検 軸受・ローラー・チェーンの給油 ベルト・チェーンの張り調整 機体内部の清掃 押釦スイッチの点検 運転状態の点検、搬送ベルトの目視点検
チェーンコンベア ・と体搬送CV ・フリーカーブCV ・インクラインCV	減速機・変速機の油面点検 軸受・ローラーチェーンの給油 チェーンの張り調整 押釦スイッチの点検、運転状態の点検
昇降作業台 (背割、内臓摘出)	油圧ポンプの点検、作動油の点検 ローラー・レールの清掃・給油、リミットスイッチの点検調整 フットスイッチの点検調整、運転状態の点検
ノッキングペンドア	軸受の点検・給油、解錠装置の点検・給油、運転状態の点検
背割鋸消毒装置	ポンプの点検、ノズルの清掃、運転状態の点検
と体洗浄装置 枝肉洗浄装置	ポンプの点検、ノズルの清掃、ガイドの点検調整 減速機・変速機の油面点検、軸受け・ローラーチェーンの給油 チェーンの張り調整、回転ブラシの摩耗点検、モーターの点検 エアシリンダーの作動点検、運転状態の点検
トローリー方向変換装置	軸受けの点検・給油、ラックの点検・給油 エア機器の点検、運転状態の点検

フリーローラー	軸受の点検、軸受の給油、回転状態の点検
フットカッター	油圧ポンプの点検、作動油の点検 カッターの磨耗点検、運転状態の点検
縦型皮剥機	電動機のオイルの点検、エア機器の点検 内部クランプ回転部への注油・グリース塗布 リミットスイッチの点検、ドラム回転チェーンへのグリース塗布 皮厚調整装置の清掃・グリース塗布、運転状態の点検
トロリー戻しコンベヤー	減速機・変速機の油面点検 コンベアチェーン・ローラーチェーンへの給油 チェーンの張り調整、トロリーリフトの点検 押釦スイッチの点検、運転状態の点検
腹糞脱水機	減速機の油面点検、チェーンの張り調整 機体内部の清掃、運転状態の点検
腹糞圧送装置	フィーダー変速機の油面点検、スクリー羽根の点検 フィーダー軸受・チェーンへの給油 油圧ユニットの点検、作動油の点検 シリンダー・リミットスイッチ・逆止弁の点検調整、運転状態の点検
ウインチ	ワイヤーの磨耗点検、運転状態の点検
ビーフトロリー	摩耗・亀裂・歪みの点検
ビーフシャックルトロリー	ホイール・アイボルトの点検・給油
ホッグトロリー	回転状態の点検
高架軌条	レールの摩耗・歪みの点検 ポイント・ストッパーの摩耗・損傷の有無 ポイント・ストッパーの作動点検・給油、ポイントの増し締め
冷蔵庫電動扉	各所の点検調整・給油、運転状態の点検
動力制御盤	盤内機器の異音・振動・過熱の有無 運転電流の測定、絶縁抵抗の測定

※ 機械名等の斜線は、センターのと場機械設備に該当なし。

(3) 冷蔵冷凍設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「冷蔵冷凍設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

(1) 冷蔵冷凍クーリングユニット

①	内臓凍結室	MSAV-SP180G	1台
②	冷蔵庫1	ECOV-EN150MC1	1台
③	冷蔵庫2	ECOV-EN150MC1	1台
④	冷蔵庫3	ECOV-EN150MC1	1台
⑤	冷蔵庫4	ECOV-EN150MC1	1台
⑥	冷蔵庫5	ECOV-EN150MC1	1台
⑦	予冷室	ECOV-EN110MC	1台
⑧	卸売場	ECOV-EN150MC	1台
⑨	卸売場	ECOV-EN75MC	1台
⑩	卸売場	PUHV-P140DM-E	1台
⑪	再検査冷蔵室	ECOV-EN55MB1	1台
⑫	内臓冷蔵室	ECOV-EN55MB1	1台
⑬	懸肉室	ECOV-EN75MC	1台
⑭	病畜棟枝肉冷却室1	ECOV-EN37WA1	1台
⑮	病畜棟枝肉冷却室2	ECOV-EN37WA1	1台
⑯	レンダリング冷蔵庫	ECOV-EN45WA1	1台
⑰	内臓冷蔵庫	ECOV-EN45WA1	1台

(2) 空調機

①	大動物解体室	PFHV-P670DM-E1	1台
②	小動物解体室	PFHV-P5600M-E	1台

(3) 冷蔵庫管理システム

	トータルコントローラ他		1式
--	-------------	--	----

2 点検の時期

- (1) 運転計画に沿って、年2回保守点検を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定にかかわらず不具合が発生した場合は、公社の要請に基づき遅滞なく技術者を派遣し、適切に対応するものとする。

3 点検の内容

「冷蔵冷凍設備保守点検実施要領」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

冷蔵冷凍設備保守点検実施要領

保守点検内容		点検周期	
		8月	2月
ユニット 外観	埃・異物などの付着状況の点検、要すれば除去・清掃	○	○
	ネジ・ワッシャ類の脱落、緩みの点検、要すれば増締・取付	○	○
	枠・パネル等の外装部品の錆び・傷付の点検、補修塗装	○	○
	ドレン排水口の点検・清掃	○	○
	防熱剥離の点検、要すれば補修	○	○
	室外コイルの汚れ点検(空冷タイプ)	○	○
電気 系統	端子の点検、緩み部分の増締	○	○
	配線・端子・電気機器の目視点検	○	○
	主電磁開閉器接点の点検	○	○
	電気機器類・電動機の絶縁測定	○	○
	各タイマー・リレーの作動確認	○	○
冷媒 系統	ガス漏れの点検	○	○
	冷媒配管と接続部・キャピラリ等の点検、振動・共振の点検	○	○
	ボルト・フレア・フランジ類の緩みの点検、要すれば増締	○	○
	膨張弁・電磁弁・逆止弁の作動点検	○	○
	凝縮圧力調整弁の点検(空冷タイプ)	○	○
保護 装置	圧力計の点検	○	○
	高低圧圧力開閉器・油圧保護開閉器の作動確認	○	○
運転 状況	発停サーモ・デフロスト終了サーモの作動確認	○	○
	運転音、振動異常の有無の点検、要すれば調整	○	○
	油面による油量・汚れの点検、要すれば油質の検査	○	○
	運転圧力・各部温度・電圧・電流の測定、運転の診断・調整	○	○
	ヒータ類の通電確認	○	○

(4) 消防設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「消防設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、消防設備保守点検対象機器一覧表のとおりとする。ただし、奈良県食品衛生検査所所管の消防設備は、除くものとする。

2 点検の時期

定期的な保守点検は、消防法施行規則、消防用設備等の点検の期間・方法及び結果報告書の様式を定める告示に基づき次に掲げる期間毎に、運転計画に沿って行うものとする。

① 外観及び機能点検 …… 6ヶ月

(消火器・誘導灯設備・消火水槽・自動火災報知設備・消火栓設備・防火戸・排煙設備・非常放送設備・漏電火災報知器)

② 総合点検 …… 1ヶ年

(自動火災報知設備・消火栓設備・防火戸・排煙設備・非常放送設備・漏電火災警報器)

3 点検の内容

- (1) 消防設備保守点検対象機器一覧表及び消防法施行規則、告示に基づき点検を行い、関係法令に適合するよう整備するものとする。
- (2) 設備の増設・取替・移転・改造等は、軽微なものを除き保守点検に含まないものとする。
- (3) 契約期間中における誤報又は故障の場合は、公社の要請に基づき遅滞なく技術者を派遣し、修理するものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

消防設備保守点検対象機器一覧表

設備名	機器名		数量	備考
自動火災 報知設備	受信機P型1級		1台	40L
	表示機		2ヶ	
	差動式スポット型感知器		74ヶ	
	定温式スポット型感知器		189ヶ	
	煙感知器		13ヶ	
	発信機P型1級		13ヶ	
	電鈴		16ヶ	
	表示灯		13ヶ	
	常用電源・交流電源		1式	
	予備電源・蓄電池設備		1式	
消火器具設備	粉末消火器(加圧式)		35本	
誘導灯設備	通路・誘導灯(小)		3	
	避難口誘導灯(小)		24	
屋内・屋外 消火栓設備	加圧送水装置		1組	
	操作盤		1台	
	屋内消火栓		7基	
	起動用スイッチ		7個	
	作動試験費		1式	
防火・排煙 機器設備	制御盤	2～10回線	1	
	感知器	煙式	14	
	端末機器	防火シャッター連動器	7	
		遠隔手動操作函	7	
	排煙ハッチ		7	
非常放送設備	増幅器	卓上型	1	
	非常電源	24V 200～400W用	1	
	リモコン	系統別10局まで	2	
	スピーカー	壁掛け型	3	
		ミニソノコラム型	17	
	天井埋込型	23		
漏電火災 警報機	受信機		2	
	音響装置		2	
	交流器		2	
消火水槽	ポンプ棟原水槽(RC構造100ton)		1	
	採水口		1	
	消火栓水槽(鉄パネル1ton)		1	

(5) 給湯ボイラ保守点検業務 特記仕様書

センターの「給湯ボイラ」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 処理棟給湯ボイラ（形式SKT-E3000M） 1基

2 点検の時期

定期的な保守点検は、年1回運転計画に沿って行うものとする。

3 点検の内容

「給湯ボイラ保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社の職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

給湯ボイラ保守点検表

点検箇所	点検項目	処置内容
缶本体	ケーシング腐食	目視点検
	燃焼ガスリーク	目視点検(場合により修繕)
	炉内・煙室汚損	目視点検
	炉内・煙室清掃	整備実施
	水室腐食	清掃・目視点検
	缶体・配管漏水	目視点検
	耐火材劣化	目視点検
	煙道	目視点検(腐食の有無)
電装機器	マイコンコントローラー	目視点検及び確認作業
	点火トランス	目視点検
	高圧リード線	亀裂・劣化状態の有無の点検
	イグニッションターミナル	亀裂・劣化状態の有無の点検・清掃
	CDSセル	目視点検及び清掃
	マグネットスイッチ	目視点検及び動作確認
	補助リレー	目視点検及び動作確認
	サーマルリレー	目視点検及び動作確認
	サーミスターセンサー	
	防食制御盤	目視点検(防食電流値の点検)
バーナー	フレキチューブ	亀裂・劣化の有無の点検
	オイルストレーナー	分解清掃
	オイルポンプ	ストレーナー部分分解清掃及び異音の有無の確認
	油圧計	油漏れの有無及び動作確認
	オイル電磁弁	油漏れの有無の点検
	ノズルユニット	分解清掃
	ノズルチップ	分解清掃
	モーター	目視点検及び異音の有無の確認
	インペラー	目視点検及び取付状態の確認
	カップリング	目視点検及び取付状態の確認
ダンパー	腐食の状態の確認及び清掃	

	リンク	取付状態の確認
バーナー	ダンパーコントローラ	油漏れの有無の確認及び清掃
	ディフューザー	分解清掃
	ガイン	亀裂の有無の確認及び清掃
	イグニッションロッド	亀裂・劣化の有無及び清掃
	油漏れ	
	異常音	
	燃焼不良	
付属機器	逃し弁	
	温度水高計	目視点検(水頭圧の確認)
データ	水頭圧	
	温度設定	
	防食電流	
	油圧	
	ノズルサイズ	
	ダンパー開度	
	排ガスO2	
	スモーク濃度	
	排ガス温度	
	CDS抵抗	

(6) 蒸気ボイラ保守点検業務 特記仕様書

センターの「蒸気ボイラ」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 蒸気ボイラ(KF-1000) | 1缶 |
| (2) 自動軟化装置、薬注装置、温水器、制御盤等付属装置等 | 1式 |

2 点検の時期

定期的な保守点検は、運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

「蒸気ボイラ保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社の職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

蒸気ボイラ保守点検表

	点 検 項 目	処 置 内 容
ボ イ ラ 本 体	ケーシングのガス漏れ・腐食・割れの有無	
	耐火材のクラックの有無	
	水管表面に煤の付着が(多い・普通)	分解整備
	水管表面膨出・クラックの有無	分解整備
	水管フィンの変色・クラックの有無	分解整備
	安全弁の蒸気漏れの有無	
	安全弁の作動圧力	分解整備
	排水弁操作は容易か	
	主蒸気の圧力	
	スケールの付着(上下ヘッダー)	分解整備
	スケールの付着(水管内部)	分解整備
	スケールの付着(返り管プラグ)	分解整備
	ピッチングの有無(上下ヘッダー)	分解整備
	ピッチングの有無(水管内部)	分解整備
	ピッチングの有無(返り管内)	分解整備
	全面腐食の有無	
バ ー ナ ー	バーナー取付板の反り・ガス漏れの有無	
	ノズルチップの汚れ・詰り・損傷・変形の有無	分解整備
	ノズルチップの型式(高燃側)	分解整備
	ノズルチップの型式(低燃側)	分解整備
	各燃料油電磁弁動作は正常か	調節
	各燃料油電磁弁の漏れの有無	
	ディフューザーに煤付着の有無	分解整備
	ディフューザーの変形・焼損の有無	
	燃料配管系統の漏れ・緩みの有無	増締
点 火 栓	点火栓のセッティング寸法	分解整備
	点火栓の火花は正常で安定しているか	
	点火栓の碍子にクラックの有無	
	点火栓の煤汚れの有無	分解整備
	点火栓のコードとL型キャップの緩みの有無	
空 気 ダ ン パ	羽根の変形の有無	
	コントロールモータの動作は正常か	
	開度(高燃側)	調節
	開度(低燃側)	調節
	高燃焼電磁弁動作の位置	調節
	リレー接点の汚れ・荒損の有無	
送 風 機	異常音・振動の有無	
	吸込口の異物の有無	
	静風の圧	
給 水	異常音・振動の有無	
	吐出の圧力(常用蒸気圧時)	

ポンプ	吸込の圧力(常用蒸気圧時)	
	給水の温度(常用蒸気圧時)	
	圧力計・水高温度計誤差の有無	
	ストレーナの詰りの有無	分解整備
	給水逆止弁よりの缶水逆流の有無	取替
	真空破壊弁の漏れの有無	分解整備
	給水配管系の漏れの有無	増締
	吐出量×吐出圧力	
噴燃ポンプ	異常音・振動の有無	
	吐出の圧力	調節
	オイルシールの漏れの有無	
	吸い込みストレーナの詰りの有無	分解整備
燃焼状態	着火遅れが無く安定した燃焼か	
	低燃焼の状況	調節
	高燃焼の状況	調節
	缶鳴りの有無	
自動軟化器	硬度リークの有無	
	エゼクターパッキンの緩み・ストレーナの詰りの有無	
	損傷・漏れ・腐食の有無	
	電源は常時通電されているか	
	再生塩のブリッジ現象の有無	
	原水の水圧	
	タイマ目盛の確認	
薬注装置	薬品名	
	薬注タンク残量は充分か	
	動作は正常か(パネル設定値・ストローク設定値)	調節
	薬注タンクの漏れの有無	
	薬注配管(吸込・吐出)漏れの有無	増締
ボイラ制御盤	電源・電圧(RS・RT・ST)	
	電流(FDF・FWP・FJP)	
	絶縁抵抗(動力・制御)	
	端子の緩みの有無	増締
	リレー・電磁開閉器の接点の汚れ・荒損の有無	
	各表示灯は点灯するか	
	起動・停止装置は正常に作動するか	
アースの結線は正常か	増締	
火炎検出器	受光時の抵抗値	
	遮光時の抵抗値	
	消炎の応答時間	
	受光面の汚れの有無	分解整備
	電気配線は正常か	
水位	給水ポンプ(基準水位よりON迄)	調節
	給水ポンプ(基準水位よりOFF迄)	調節

制御器	低水位警報(基準水位よりOFF迄)	調節
	碍子のクラックの有無(絶縁抵抗)	取替
	電極棒の汚れの有無	取替
	電気配線は正常か	
	電極棒と本体との接触はないか	調節
蒸気圧力	設定値SPSH	調節
	設定値SPSL	調節
	ベローズの破損・漏れの有無	
	圧力導管の詰りの有無	分解設備
スイッチ	電気配線は正常か	
缶体温度スイッチ	電気配線は正常か	
	接触面の汚れの有無	分解設備
電気配線	端子及び接続部の緩みの有無	増締
	電線に変色部はないか(目視可能範囲)	
	接地相(S相)の確認	
自動ブロー装置	給水タイマーの設定時間	調節
	ブロータイマーの設定時間	調節
	ブロー電磁弁の漏れの有無	
	ストレーナの詰りの有無	分解整備
	作動は正常か	
温水器	水面計の分解整備(ガラス・パッキン取替)	分解整備・取替
	逃し弁の分解摺り合せ	分解整備
	加熱管の引抜き清掃(パッキンの取替)	分解整備
	胴本体の点検・清掃	分解整備
	温度スイッチ及び調節器の点検作動確認	調節
流量	ノズルチップサイズ	
	燃料油の流量	
	給水の流量	
圧力・開度・ドラフト	主蒸気の圧力	
	噴燃ポンプの吐出圧	
	給水ポンプの吐出圧	
	給水ポンプの入口圧	
	空気ダンパーの開度	
	ウインドボックスの風圧	
	炉内の圧	
	ボイラ出口排ガスの圧	
節炭器出口排ガスの圧		
温度	給水の温度	
	ボイラ出口排ガスの温度	
	節炭器出口排ガスの温度	
排ガス値	O2	
	スモークスケール	

注：ボイラ缶水・給水の検水を行うものとする。

(7) 雨水汚水排水ポンプ設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「雨水汚水排水ポンプ設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|-------------|-------|----|
| (1) 雨水排水ポンプ | CN300-P | 22kw | 3台 |
| (2) 汚水圧送ポンプ | CV100-P100B | 5.5kw | 2台 |

2 点検の時期

定期的な保守点検は、運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

「雨水汚水排水ポンプ設備保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社の職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

雨水汚水排水ポンプ設備保守点検表

点検場所	保守点検内容
マンホール内 又は ポンプピット	ポンプ・逆止弁の異常振動・異音の有無
	ガイドパイプ・配管等の異常発錆・損傷の有無
	槽内浮遊物・堆積物の有無
	ポンプ吊上用チェーンのよじれ・異常発錆・損傷の有無
	レベルレギュレータの作動確認・付着物の除去
水中ポンプ	ケーシングの腐食等外観点検(ポンプ引き上げ)
	羽根車の異物からみ・腐食・損傷の有無
	オイル交換
	絶縁抵抗の測定
	キャブタイヤケーブルの異物からみ・損傷の有無
ポンプ制御盤	各表示灯の点灯確認
	運転電流・電圧の測定
	順次起動又は自動交互運転の確認
	故障・満水等警報の確認
	手動運転にて1台毎にポンプの運転確認
	盤内外部の腐食・損傷の有無

※ マンホール内に入る際は、酸素濃度を測定するものとする。

(8) 自家発電設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「自家発電設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

自家発電装置(YAP250) 1台

2 点検の時期

定期的な保守点検は、運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

「自家発電設備保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

自家発電設備保守点検表

区分	点 検 部	点 検 内 容 (C 点 検)
外 観 点 検	設置状況	周囲の整理整頓・状況の点検
		区画・隔壁等破損の有無の点検
		水の浸透・漏れ等の有無の点検
		換気装置の機能の点検
		照明設備及び機能の点検
		標識の表示状況の点検
	表示	表示の適否確認
	自家発電装置	変形・損傷・脱落・漏れ等の有無の確認
	始動用蓄電池設備	蓄電池設備の外観点検に準ずる
	制御装置	周囲の整理整頓・状況の点検
		外形上で変形等の異常の有無の点検
		電源表示灯の点灯の有無の点検
		開閉器及び遮断器の開閉位置の適否の点検
	計器類	変形等の有無及び指示値の適否の点検
	燃料油及び 冷却水タンク	外形上で変形等の異常の有無の点検
		規定の燃料油量があるか点検
		規定の冷却水量があるか点検
排気筒	可燃物が放置されていないか周囲の状況の点検	
	外形上で変形・損傷・支持金具の緩みの有無の確認	
	貫通部の変形・損傷・脱落等の異常の有無の点検	
配管	変形・損傷・漏れ等の有無の確認	
予備品等	予備品・回路図等の備付状態の点検	
機 能 点 検	自家発電装置	潤滑油の種類・量の確認
		タンク・ラジエタ等冷却装置の機能の点検
		無負荷運転での各部の点検・性能のチェック
		手動停止装置の機能の点検
	始動用蓄電池設備	蓄電池設備の機能点検に準ずる
	制御装置	開閉器・遮断器の開閉機能の確認
		適正ヒューズの使用の有無の確認
		各継電器の機能の確認
各表示灯の点灯状況の確認		

	計器類	設備を運転し、各計器の作動・指示値を点検
	結線接続	回路・末端の変形・損傷の有無の点検
	接地	接地線の変形・接続部の損傷の有無の確認
	耐震措置	アンカーボルト・防振装置・可とう管継手等耐震措置が適正に行われ、かつこれ等に変形・損傷等がないかどうか点検
作動点検	自家発電装置	タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動始動及び自動停止作動が完了するか否か点検
総合点検	始動用蓄電池設備	蓄電池設備の総合点検に準ずる
	始動補助装置	確実に作動するか否か点検
	保安装置	作動値が設定通りか否か点検
	調速機	確実に作動するか否か確認
	負荷運転	正常な運転状況であるか否か点検 排気背圧を計測し適否を点検 換気(吸気及び排気)の良否の点検
燃料系統	燃料噴射ポンプ	ラック目盛位置・摺動の点検
	燃料油コシ器	ドレン抜き及びブローオフの掃除
		分解掃除
	燃料タンク	沈殿物・水分の排出
移送ポンプ	燃料移送ポンプの作動	
潤滑油系統	機関潤滑油	汚れの点検
		油量の点検(検油棒上部目盛迄)
	潤滑油コシ器	分解掃除
	潤滑油冷却器	外観の目視点検(錆・損傷の有無)
冷却水系統	冷却水ヒータ	断線・接点等の点検
	温調弁	作動の確認
		分解・点検
	汲上ポンプ	汲上ポンプ作動・水漏れの点検
	減圧水槽	内部の点検
給水弁の作動確認		
クランク軸	クランク軸	デフレクションの計測

調速 装置	調速リンク	点検調整
		注油・摺動の点検
過給 系統	過給器	ブロワーフィルターの洗浄
	空気冷却器	外観の目視点検、錆・損傷の有無
そ の 他 ・ 付 属 装 置	回転計	機関停止中指針が零を指しているか
	潤滑油弁腕油圧力計	機関停止中指針が零を指しているか
	油圧低下スイッチ	配線ターミナルの増締
		作動確認調整
	冷却水温度スイッチ	配線ターミナルの増締
		作動確認調整
	スピードリレー又は スイッチ	配線ターミナルの増締
		作動確認(低速度・過速度)調整
	セルモーター	接点・ブラシ等の点検
	発電機	発電機ブラシの汚れ・摩耗の点検
		スリップリング当りの点検(含錆汚れ)
		軸受油カキリングの点検
	配電盤	計器の点検
	ラジエーター関係	ファンの羽根取付鉋に弛みはないか
ベルトにゆるみはないか		
スパイダー谷底部に異常はないか		
煙導	背圧の測定	
	消音器のドレン抜き	
装置 全般		消防法に基づく外観点検、機能点検、作動点検及び 総合点検

(9) 電磁流量計保守点検業務 特記仕様書

センターの「電磁流量計」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----|----|
| ① 電磁流量計（山武製） | 3組 | |
| ・井水濾過系統 | | |
| KID10B-0100PL11SV-XX/KIX20B-A12P2SV-XXX(分離型) | | 1組 |
| ・給水送水系統 | | |
| KID10B-0100PL11SV-XX/KIX20B-A12P2SV-XXX(分離型) | | 1組 |
| ・汚水処理系統 | | |
| KID10A-0080PL11SX-XX/KIX20A-G12022XV-2XX(一体型) | | 1組 |
| ② 電磁流量計（東京計装製） | | |
| ・流域下水放流系統 | | |
| EGC1000/EGC100W(分離型) | | 1組 |

2 点検の時期

定期的な保守点検は、運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

「電磁流量計保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社の職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

電磁流量計保守点検表

点検項目	保守点検内容
校正前確認	流量計より外部へ出力している配線の取り外し 流量が零での零点データの確認 チェッカー(専用測定器)による変換器のデータの確認 コイルの絶縁抵抗試験
分解保守点検	電極絶縁試験 各部端子台・基板の清掃及び目視点検 オシロスコープによる励磁電流の確認
試運転調整	チェッカーによる変換器の校正 コイル抵抗の確認 零点校正、運転状態の確認

※ マンホール内に入る際は、酸素濃度を測定するものとする。

(10) 2号井戸設備保守点検業務 特記仕様書

センターの「2号井戸設備」の保守点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

2号井戸設備

・井戸清掃（φ250・深さ200m）	1式
・水中ポンプ分解整備（川本 US2-1006-30）	1台
・揚水管清掃塗装（SGP100 31本）	85m

2 点検の時期

公社の指定する日時に、保守点検を行うものとする。

3 点検の内容

「2号井戸設備保守点検表」に基づき、保守点検を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社の職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

2号井戸設備保守点検表

保守点検場所	保 守 点 検 内 容
2号井戸	水中ポンプ引き上げ・揚水管のバラシ 井戸内沈殿のヘドロ吸い上げ 井戸内側ケーシングのブラシ掛け 水中ポンプ(US2-1006-30)の分解・点検・整備 揚水管(SGP100)の清掃・塗装 水中ポンプ・揚水管(SGP100)の据え付け 試運転・調整 井戸廻りの清掃 ヘドロ・廃材の場外搬出(概要)

(11) 地下重油タンク点検業務 特記仕様書

センターの「地下重油タンク」の点検業務に関する特記仕様書は、次のとおりとする。

1 業務の範囲

点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|----|
| ・地下重油タンク(1万リットル) | 1基 |
| ・タンク廻り給油配管、埋設配管 | 1式 |

2 点検の時期

運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

消防法第14条3の2の規定により、タンク及び埋設配管の加圧検査を行うものとする。

4 報告

- (1) 点検等が終了した際は、公社職員(監督員)の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の保守点検等終了後速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により公社に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

(12)気象観測装置保守点検業務 特記仕様書

センターの「気象観測装置」の保守点検業務に関する特記仕様書は次のとおりとする。

1 業務の範囲

保守点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

電源モジュール	1台
露点計用電源箱	1台
架体用端子盤	1台
変換器ケース	1台
風向風速変換器	1台
温度湿度変換器	1台
雨量変換器	1台
電子式自動平衡記録計(2ペン式)	1台
電子式自動平衡記録計(6打点式)	1台
風車型風向風速計発信器	1台
温度計感部	1台
露点計発信器	1台
雨量計感部	1台

2 点検の時期

定期的な点検整備は、運転計画に沿って年1回行うものとする。

3 点検の内容

「点検整備表」に基づき、点検整備を行うものとする。

4 報告

- (1) 保守点検等が終了した際は、公社職員の検査を受けること。
- (2) 乙は前項の点検終了後、速やかにその結果を作業の状況写真を添えて報告書により甲に報告するものとする。

5 その他

- (1) この特記仕様書に疑義が生じたときは、公社と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 更新等が必要な場合は、公社と協議するものとする。

気象観測装置点検整備表

機 器 名	点 検 内 容
架体 電源モジュール 露点計用電源箱 架体用端子盤 変換器ケース 風向風速変換器 温度湿度変換器 雨量変換器	外観・内部点検清掃 電圧測定点検 接続端子部点検 各変換器動作確認
電子式自動平衡記録計 (2ペン式記録計) 電子式自動平衡記録計 (6打点式記録計)	外観・内部点検清掃 接続端子部点検 記録状況点検 紙送り状況点検 インク点検補充 スライド抵抗点検調整清掃 精度確認
風向風速計発信器	外観点検清掃 風車回転状況点検 尾翼回転状況点検 接続端子部点検 方位確認
温度計感部 (通風筒内装置)	温度計感部交換・外観点検清掃 接続端子部点検 通風用ファン点検 取付状況点検
露点計発信器 (通風筒内装置)	外観点検 部点検洗浄

	溶液塗布 接続端子部点検 取付状況点検
雨量計感部	外観・内部点検清掃 取付端子部点検 取付状況点検
その他	較観測確認(気温・湿度・雨量)